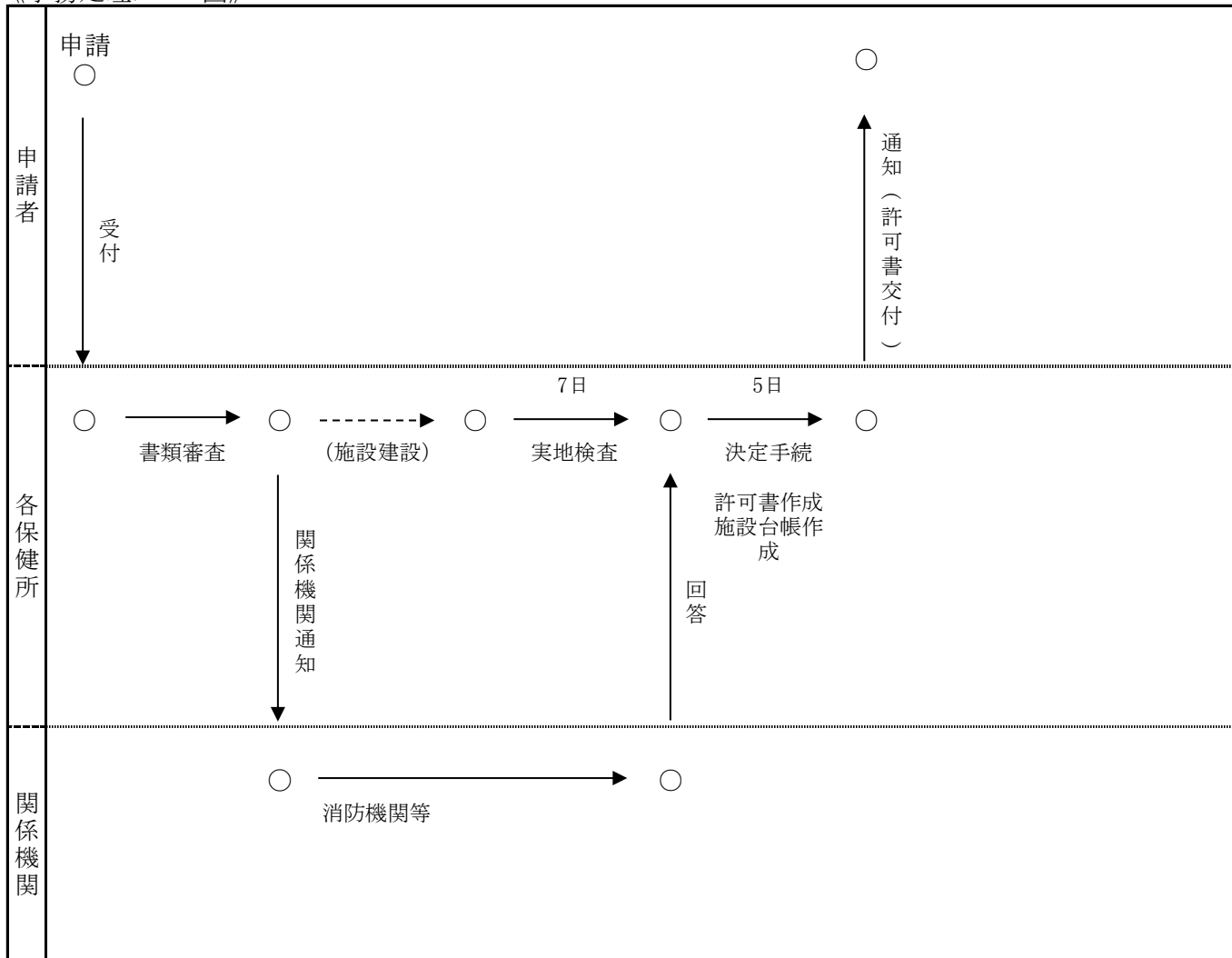


事務処理フロー図

事務名	公衆浴場営業許可(公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第3条第2項第1号に該当しない施設)		
根拠法令	公衆浴場法第2条第1項	作成部署	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課指導担当 電話34-221

標準処理期間計 12日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申請	保健所で申請を受け付けます。
2	書類審査	構造設備、添付書類等を審査し、不備があれば補正を求めます。
3	関係機関通知	申請について消防機関などに通知する。
4	実地検査	申請のあった施設が法令に適合しているか、現場で施設を検査します。
5	決定手続	書類審査、施設検査結果等から、保健所長が許可し、施設台帳を作成します。
6	通知	申請者に通知し、許可書を交付します。
7		
8		
9		
10		